

令和4年度信託法学会総会および研究発表会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび令和4年度信託法学会総会および研究発表会を別紙の要領により開催する運びとなりました。

本年は信託法制定100年を迎えたことを記念して、早稲田大学との共催により、1日シンポジウムを開催いたします。

会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、お願いかたがたご案内申し上げます。

敬 具

令和4年4月

信託法学会

理事長 神田 秀樹

1. 日 時：令和4年6月12日(日) 10:00～17:20 (受付は9:30から行います。)

2. 場 所：早稲田大学 国際会議場 (後掲案内図ご参照)

3. 次 第：

○ 開 会 10:00

○ シンポジウム 「信託法制定100年」

(司会者) 学習院大学 神田 秀 樹
京都大学 木 南 敦

報 告

信託法研究の変遷と展望

(報告者) 東 京 大 学 加 毛 明

商事信託法研究の歴史と展望

(報告者) 東 京 大 学 後 藤 元

信託法の世界的変容と日本法

——法人と相続との制度間競争を軸に

(報告者) 東 京 大 学 溜 箭 将 之

○ 総 会 12:00～

- 議 案 (1) 役員の選任
(2) 名誉会員の選出
(3) 令和3年度会計報告
(4) 令和4年度予算

—昼食・休憩—

○ パネルディスカッション (14:00～15:30)

質疑応答

○ 閉 会 17:20

4. そ の 他

- (1) 研究発表会報告者の報告資料は、6月初め頃、信託法学会のウェブサイト (<http://www.shintakuhogakkai.jp/>) に掲載予定です。
- (2) 昼食につきましては、会場周辺の一般食堂をご利用ください。
- (3) 懇親会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、**本年度の開催はありません。**

(事務局からのお願い)

令和4年度の会費(4,000円)は、5月末までに次のいずれかの方法によりご納入ください。

- 郵便振替 00120-0-185924 信託法学会
(同封の払込用紙をご利用ください。)
- 銀行振込 三井住友銀行麹町支店 普通預金 口座番号：5087891
口座名義：信託法学会理事長 しんたくほうがかいりじちょう 神田秀樹 かんだひでき

●総会・研究発表会のご出欠について

お手数ですが、ご出欠の予定を信託法学会ウェブサイトの登録専用ページから5月20日(金)までにご登録くださいますようお願い申し上げます。なお、登録専用ページにアクセスできない場合、しばらく時間をあけてから、再度、アクセスしていただくようお願い申し上げます。

●開催方法について

対面開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、オンライン開催に変更する可能性があります。

開催方法を変更することとなった場合、6月1日(水)を目途に、信託法学会ウェブサイトに掲載いたします。また、登録専用ページからご出欠の予定をご登録いただいた方には、出欠登録の際に連絡先として指定されたメールアドレスにあてて連絡いたします。

●来場にあたって

会場では、不織布のマスクを着用ください。

発熱など、風邪症状のある方は、来場をお控えください。

<信託法学会ウェブサイト>

<http://www.shintakuhogakkai.jp/>



【問合せ先】

信託法学会事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

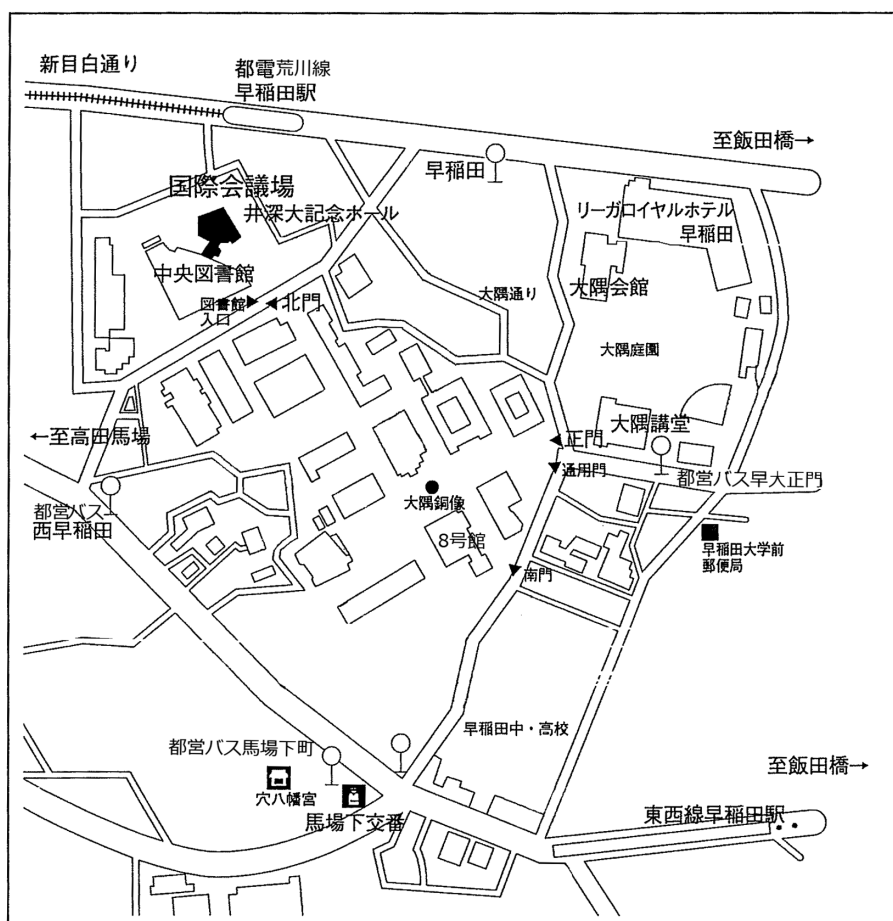
TEL 03-3213-8188

ウェブサイト <http://www.shintakuhogakkai.jp/>

E-Mail sintakuhogakkai@hotmail.co.jp

会場案内

- 開催日：令和4年6月12日(日) 10:00~17:20
- 場所：早稲田大学 国際会議場 新宿区西早稲田1-20-14
- 総会および研究発表会会場：国際会議場



<利用交通機関>

- 都営バス/西早稲田バス停から徒歩3分
- 都営バス/早稲田バス停から徒歩5分
- 東京メトロ東西線/早稲田駅から徒歩10分
- 都営バス/早大正門バス停から徒歩5~10分
- JR 山手線、西武新宿線/高田馬場駅から徒歩20分
- 東京メトロ副都心線/西早稲田駅から徒歩23分

研究発表会（資料）

シンポジウム「信託法制定100年」

信託法研究の変遷と展望

東京大学 加毛 明

商事信託法研究の歴史と展望

東京大学 後藤 元

信託法の世界的変容と日本法

——法人と相続の制度間競争を軸に

東京大学 溜 箭 将 之

研究発表会報告者の報告資料は、6月初め頃、信託法学会の
ウェブサイト（<http://www.shintakuhogakkai.jp/>）に掲載予定



信託法研究の変遷と展望

東京大学 加毛 明

本年（2022年）は、大正11年（1922年）の信託法・信託業法制定から100周年に当たる。現行の信託法は平成18年（2006年）に制定された法律であるが、実質的には、大正信託法を改正したものと評価することができる。この意味での信託法の100周年にあたって、これまでの信託法研究の変遷を跡付け、今後の展望について考えるのが、本報告の趣旨である。

もっとも、信託法研究の内容は多様であり、その全てを取り上げることはできない（商事信託の法理に関する研究については、後藤報告において取り上げられる）。そこで、本報告では、信託財産の独立性と受託者の義務・責任に関する研究に検討対象を限定する。信託の法的特徴は、信託財産が受託者に帰属する一方で、受託者が——財産帰属者であれば本来許されるはずの——財産からの利益享受を、信託財産については制限されることに見いだされる。このことを実現するために、信託法は、信託財産の独立性を保障するための規定を設けるとともに、受託者に一定の義務・責任を課すものと評価できる。そこで、信託の法的特徴を基礎づける2つの内容に着目して、その研究の変遷を検討することとする。

報告においては、明治期における信託制度の紹介・導入、大正信託法・信託業法の制定、戦後における信託実務の展開、現行信託法・信託業法の制定という時系列に従って、立法や信託実務との関係を踏まえつつ、信託法研究の変遷をたどる。そして、そのことを通じて、日本における信託法研究の特徴を明らかにすることを目指すとともに、今後の信託法研究に関する若干の卑見を述べることにしたい。

商事信託法研究の歴史と展望

東京大学 後藤 元

我が国における商事信託法の研究には、信託銀行が取り扱ってきた個々の信託商品に関する法的問題点を分析するものと、そのような分析を基礎としつつ、一般の信託法理に対する「商事信託の法理」の確立を目指すものが存在する。本報告では、まず、後者の代表例である神田秀樹教授の研究に着目し、その理論的な意義を平成18年の新信託法制定以前と現在に分けて検討する。その上で、商事信託法研究の今後の展望として、狭義の信託関係以外の金融取引への信託法理の拡張と、信託を用いた、または信託銀行による、新たな取引・業務という近時の動向を分析する。

1. 「商事信託法」研究の歴史

- (1) 信託銀行が取り扱ってきた個々の信託商品に関する研究
- (2) 「商事信託の法理」の確立に向けた研究

2. 神田「商事信託の法理」の意義

- (1) 立法論の指針として
- (2) 解釈論上の概念として
- (3) 学問的な認識・整理のツールとして

3. 商事信託法研究の展望

- (1) 狭義の信託関係以外の金融取引への信託法理の拡張
- (2) 信託を用いた、または信託銀行による、新たな取引・業務

信託法の世界的変容と日本法——法人と相続との制度間競争を軸に

東京大学 溜 箭 将 之

信託は、14世紀以降のイングランドの判例法に由来し、17世紀以降のイギリスの世界進出とともに日本を含め世界各地に広がり、民事・商事の両面で、さらに公益目的でも用いられている。20世紀末以降も、国際金融センターやオフショア諸国での信託利用、マネー・ロンダリングなどへの悪用など、信託をめぐる国際的な議論は尽きない。

信託は、世界的に伝播する過程で、法人と相続といった隣接する法制度と競合しつつ、変容を遂げてきた。我が国の担保付社債信託に始まる信託の受容と1922年の旧信託法、戦後の商事信託の普及と2006年の新信託法、そして近年の民事信託の高まりも、18世紀以降の信託の世界史の中に位置づけることができる。本報告では、こうした歴史的・世界的背景に照らしつつ、今後の日本の信託法と実務の課題を探ってゆきたい。

1. 信託法体系の形成と伝播：18－19世紀イングランド

2. 商事：法人との制度間競争

- (1) アメリカ
- (2) 日本法の位置づけ
- (3) 東アジア
- (4) ヨーロッパ

3. 民事：相続との制度間競争

- (1) イングランドとコモンウェルス
- (2) アメリカ
- (3) 混合法・ヨーロッパ・オフショア

4. 信託の世界的変容と日本